

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年11月4日(火) 開会 午後 3時30分

閉会 午後 4時38分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 天 谷 浩 明 広 瀬 義 明

氏 家 晃 白 石 幹 男 関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 福 田 裕 司

欠席者 委 員 松 本 喜 一

地方自治法第100条第1項の規定により出頭及び証言を求めた者

栃木市役所(元子育て支援課長) 神 長 利 之

委員会条例第29条第1項の規定により出席及び意見を求めた者

川 田 俊 介

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年11月4日 議員研修会終了後開議 全員協議会室

日程第1 証人尋問

日程第2 参考人からの意見聴取

日程第3 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しております。

（午後 3時30分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合においては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退席をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に係る資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意をお願いいたします。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎証人尋問

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、証人尋問を行います。

当委員会に付託されました調査項目は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項であります。

本件について神長利之さんから証言を求めます。

各委員に申し上げます。本日は、限られた時間の中で証人の方に証言を求めるものでありますので、的確なご発言をいただくとともに、重複した質問は行わないようお願いいたします。

なお、先日お配りした資料にもございますが、証人を侮辱し、または困惑させる尋問、誘導尋問、重複する尋問、争点に関係ない尋問、意見の陳述を求める尋問、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める尋問はできませんので、そのような質問については委員長の権限で中止を求め場合もございます。それでは、能率的な議事の進行ができますようご協力をお願いいたします。

なお、報道関係者の方に申し上げます。証人が証言しやすい環境づくりのために必要であります

ので、カメラ等による撮影については、証人が証言を行うまでとし、証言中の撮影は禁止といたしますので、ご協力をお願いいたします。また、証人の入場時の際の撮影についてもこれを禁止いたします。撮影に当たっては、特段のご配慮をお願いいたします。

それでは、神長利之さんに入室していただきます。

〔神長利之証人入室〕

○委員長（内海まさかず君） 神長利之さんにおかれましては、本日はお忙しいところご出頭くださりまして、ありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。それは、証言が証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっております。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等以内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。以上のことをご承知おきいただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

傍聴者、報道関係者を含め全員ご起立願います。

〔全員起立〕

○委員長（内海まさかず君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（神長利之君） 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加

えないことを誓います。令和7年11月4日、神長利之。

○委員長（内海まさかず君） ご着席ください。

〔全員着席〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

〔署名、押印〕

○委員長（内海まさかず君） これから証言を求めることとなりますが、発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

また、委員及び証人におかれましては、発言の際は委員長の指名後、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。その際、座ったままで結構です。

委員の皆様申し上げます。本日は、事前に証人に通知した事項について、証人より証言を求めるものでございますので、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますようお願いいたします。

まず、委員長から所要の事項をお尋ねします。

それでは、お尋ねします。あなたは、神長利之さんですか。

○証人（神長利之君） はい、神長利之です。

○委員長（内海まさかず君） 現在の職業をお述べください。

○証人（神長利之君） 職業はございません。

○委員長（内海まさかず君） それでは、尋問に入りますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。

証人は、事実を述べていただくことになっておりますので、自らの意見を述べることや知らないことを証言する必要はありません。知らないことは知らないとお答えいただいて結構です。また、今回証言を求められた事項の範囲で証言していただければ結構です。

なお、証人は、委員に質問や反論をすることはできませんが、尋問の内容が不明確であった場合、委員長の許可を得て確認することはできますので、そのときには申し出ください。

各委員から尋問させていただき、その後、私からも必要がある場合には尋問をさせていただきます。

神長証人にあらかじめ通知した証言を求める事項は、学童保育事業の実態の確認に関する事項、補助金申請から支払いに至るまでの事務手続に関する事項となっております。

それでは、委員の皆様からお願いいたします。

青木委員。

○委員（青木一男君） 神長証人におかれましては、大変お疲れさまでございます。今回の百条委員会に提起されております学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会、こ

の調査期間は令和3年度から令和6年度までとなっておりますが、調査期間内での役職及び主な職務内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 令和3年度、令和4年度、令和5年度につきましては、子育て支援課長ということで在籍をしておりました。令和6年度については、こども家庭センターの所長ということで異動しております。なお、令和3年度と令和4年度につきましては、権限移譲した主幹を配置しておりましたので、学童保育事業に関しましては令和3年度、令和4年度は、その権限移譲した主幹に任せておりました。かつ令和5年度につきましては、私が所管しておりましたけれども、ごめんなさい、主幹が廃止されたものですから、私が担当しておりまして、令和5年度につきましては、さらにこども家庭センターを令和6年度に開設予定でしたので、その室長ということで、課長級3人で担当すべき事務を令和5年度は1人で担当していたという状況になります。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 大変ご苦労さまでございます。私のほうからは、当時の陽光学園ひまわり学童クラブについて詳細な、権限移譲とは言っていますけれども、課長としての仕事の詳細な内容をちょっとお聞かせください。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 学童保育に関する全般、権限移譲した主幹に任せていたものですから、特に意見をするとか報告を受けるとか、そういった状況にはありませんでした。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 権限移譲された、名前出してよければどなたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 令和3年度、令和4年度とも松本主幹でございます。

○委員長（内海まさかず君） 令和5年度は、神長証人が所管されていたということでよろしいのでしょうか。

○証人（神長利之君） はい。令和5年度は、権限移譲主幹いなかったものですから、私の担当でございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、松本主幹から報告等というのも何もなかったということで、基本令和3年、令和4年のことは分からないということでよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） はい、さようでございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。では、令和5年度の関わっている部分で記憶があればと思いますので、お答えをお願いいたします。

まず、陽光学園の代表者、佐山和章氏と電話、メール、対面等でお会いするなり、お話をしたことなどはありますか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 特にございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、対象法人の役員、園長などを含めました関係者と電話、メール、対面等での関わりはございますか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） それについてもございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） いろいろと関係者から内部通報的なもの、情報提供があったというふう
に我々は報告を受けていますが、課長はそれについては受けたことは、ごめんなさい、関係者から
は直接ないのですが、部下の方からそういったものがあったという報告は受けていますか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） そういった報告も特に受けておりません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、情報提供が課内に記録されているかということに対しても分
かりませんか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） はい、分かりません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ただいまの証人の答弁ですと、令和5年度はこの学童保育の開設に携わった
ということで、令和4年度までは松本さんがやっていたということで、特にこの事業に対しての引
継ぎというのはなかったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 事務的な引継ぎというのは当然あったわけですが、ちょっと詳細は覚
えていないですが、岩舟のところで学童保育を行うに当たって改修工事を実施するという引継ぎは
あったと思います。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、岩舟校の開設の事務作業というのですか、それについては日にちを
溯って書類をつくったというような証言もあるのですけれども、そこら辺の状況というのはご存じ

なのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） すみません、日にちを溯ってというのは具体的には何の書類でしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 支出負担行為等、あと補助事業実績報告書、あと事前協議書か、そういうものも日にちを溯ってつくったというような証言があるのですけれども、そこら辺はご存じなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 申し訳ありません、ちょっと記憶にはないです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 令和4年、令和5年で担当していた職員が休んでしまったということで、必要な事務作業が行われていなかったという事実がありました。それにより年度末に早急に全ての資料を取りそろえ修正がかかったという現状なのですが、その支出負担行為等の決議書全て神長課長の判こが押してあります。そういったときの説明は一切受けず判こだけ押したということでしょうか、それとも説明を受けていたのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） それが令和6年度に行われていたものだとすると、ちょっと場所も離れたところにいましたので、説明にも来なかったのでしょうかけれども、説明を受けた記憶もございません。

○副委員長（大浦兼政君） 令和5年5月8日だから令和5年度、1の4とか、そういったものです。一応確認のため資料を見せてあげてください。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 1の4の支出負担行為については、すみません、ちょっと記憶がないのですが、1の3のこれは令和4年度分の事業の実績報告ですので、これは令和5年度になって出てきたものではないかと思えます。日付も起案日が令和5年5月2日というふうになっていますし、ちょっと内容については記憶はないのですが、これは私が見たものではないかと思えます。令和4年度の事業の実績報告という形ですので。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 1の3につきましては、前年度ということで松本主幹にお願いしていた部分があったということですので、当然これは判こだけになってしまうのは仕方がないということで我々は理解してよろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） まず、神長証人、お願いいたします。

○証人（神長利之君） 令和4年度に施設整備等々行った事業でございますので、その詳細について

は令和4年度に実施しているものになります。ただ、最終的な実績報告ということで書類的に上がってきたのが私が担当するときになってからと思われるので、決裁処理は私のほうで行ったという形とっております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そういった意味で1の3は前年度ということで細かな報告等よりも、資料問題がないので判こを押すという形は妥当でよろしいわけですね。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） はい。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、1の4のほうに入りますと、これから支出負担行為等も出てくるのですが、このときにはまた報告は何もなかった、特に説明も受けていなかったということでよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 1の4の支出負担行為、これも日付を溯ってということの書類のことですか。

○委員長（内海まさかず君） そうです。

○証人（神長利之君） ちょっと記憶にはございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） もう一度確認します。前年、令和4年と令和5年にいた担当職員さんがお休みをしてしまったということで、令和5年度につくるべき支出負担行為等ができていなかったという証言がありました。実名で言いますと厚木さんが、それで令和5年の年度末に全てを溯って資料は作成することになったと報告を受けています。それは、課長は報告を受けなかった、だからこれ実際つくられた日付というのははっきりと今分かっていないのですよね。

○委員長（内海まさかず君） 分かっていないです。

○副委員長（大浦兼政君） 分かっていない状況なのですが、5月8日につくられたものではございません。それなので、令和5年の年度末、お辞めになるぎりぎりのときにつくられたもので判こが押されたということなのですが、その押されたときの記憶、また説明はありましたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 不確かな記憶で答えさせていただければと思うのですが、まず担当していた職員が不在だったという中で、この事務処理が遅れていたというようなことは聞いておりました。その中で先ほど名前出た職員がそれをカバーするためにいろいろな事務処理を行っていたというようなことも聞いております。この決裁書類がいつつくられたものかというのは、すみません、全く記憶にないのですけれども、そのような状況の中でできたものであろうという推測はできるものになります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 質問をちょっと変えます。実はそのとき、人が休んだ方、実質的に人員不足、そういったものがあつたと、石川部長におかれましては、小川部長もそうですが、石川部長のときは100時間ぐらいの残業もさらにあつたと聞いています。課長は、そういった意味では残業の多さ、職員の精神的な問題、肉体的な問題を含めて、現場改善が必要だというような感じ方として何か報告、自分で動きはされたことありますか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 非常に時間外勤務が増えているということと、それが慢性化してきてしまっているという状況は見ていて分かります。私も夜遅くまで実質いたので、学童保育の職員必ず誰かしら遅くまで残っているという状況を見ていましたので、そこを改善するために、ちょっと名前は挙げませんが、元職員の方、会計年度任用職員として雇用してもらって、その方の助けを借りたりですとか、あるいはほかの係、課内でほかの係も業務が多忙だったのですけれども、手伝ってもらえないかとか、あるいは年度はちょっと覚えていないのですけれども、育児休業から復帰する職員、ほかの係だったのですけれども、学童保育系の事業を手伝ってくれということで、そちらに異動させてカバーしようというふうな試みはしたことはあります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私どもが今把握している限り、お手元にあります資料の1の3、1の4、1の5と神長証人の判こが押してございます。その中で全てに記載がありますが、請求書等の添付がみんなございます。ご多忙の中、その当時課長職であったということは、業務の責任者たる職務にあつたかと思いますが、内容等の精査、分かりやすく申し上げますと、この金額の妥当性についてご検討されたことはあつたでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 金額の妥当性というのは具体的にはしておりません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、購入をしている物品の必要性についてはご検討はなされましたか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 具体的にはしておりません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） していないながらも、例えばこういったものを買ったのだなということぐらいは御覧になりましたか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 見積書に記載されているものは目を通したかと思えます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

- 委員（広瀬義明君） 2つほど品名を挙げさせていただきます。この岩舟校において見積り、そして請求とともに上がっておりますA3カラーコピー機がございます。当時6人しか学童保育を利用する児童がいなかった岩舟校において、162万円のA3カラーコピー機が購入されております。それについて疑問に思うことはなかったでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 神長証人。
- 証人（神長利之君） 162万円のカラーコピー機、見落としていたのか、申し訳ないです。ちょっと記憶にそのところないです。すみません。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 数年前のことですので、記憶に隔たりがあるのは致し方ないと思います。それではもう一つ、7人の学童保育利用者の施設でパソコンが4台購入されております。その必要性について疑問はお持ちになりませんでしたか。
- 委員長（内海まさかず君） 神長証人。
- 証人（神長利之君） この事業が学童保育事業を実施していくための準備というか、それに補助しているものですので、現状が7名だったとしても、今後大きく子供を預かっていくための設備投資というようなところになりますので、決して多くもないのかなとは思いますが。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 神長証人がもともと学童保育担当ではなかったということですので、例えば公立学童の現場というものを見た機会というのはございましたか。
- 委員長（内海まさかず君） 神長証人。
- 証人（神長利之君） 公立の学童ですか。何か所か実際に学童保育を受け入れているときにお邪魔したことはあります。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） その際に多くのパソコンを導入している学童事業所はございましたか。
- 委員長（内海まさかず君） 神長証人。
- 証人（神長利之君） 特に気がつきませんでした。子供たちの様子を見ていたものですから。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） やはり子供のほうに先に目が向くというのは、担当課としては正しいことだと思います。ただ、私どもの知る限り学童保育現場において複数台のパソコンが導入されているという施設はほぼございません。公的学童と同列に並べるのはいささか乱暴かもしれませんが、それを前提に学童保育の保育士さん等が使うもの、パソコンが4台あるというのは、その当時記憶にないにしても、当時課長の立場でそれを見たとするばどのよう感じたと思いますか。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員、推測の尋問になりますので。
- 委員（広瀬義明君） 一応聞いてください。

- 委員長（内海まさかず君） 神長証人、答えられるようでしたら答えていただければと思います。
答える必要もございません。いかがでしょうか。
- 証人（神長利之君） ちょっとイメージできないので、何とも答えづらいところですが、当時こうだった場合ということですよ。
- 委員長（内海まさかず君） 大丈夫です。
質問を変えていただければと思います。
広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） では、質問を変えさせていただきます。民間学童保育施設の整備補助金、これが1,200万円ということでした。それが2年続けて藤岡校、岩舟校と続いてきたわけですが、引継ぎのときに藤岡校で培ったノウハウ等を何かしら前任の主幹のほうから引き継いだというものはなかったのですか。
- 委員長（内海まさかず君） 神長証人。
- 証人（神長利之君） ノウハウと申しますとどういうことでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 文言を変えます。注意点はなかったのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 神長証人。
- 証人（神長利之君） 藤岡学童を実施した上での注意点ということでもよろしいですか。実施していたか。特に注意点というのとはなかったかと思えますけれども、当時の、これ質問外の答えになってしまいますけれども、関連するのでちょっと述べさせてもらってもよろしいですか。
- 委員長（内海まさかず君） はい。
- 証人（神長利之君） 当時栃木市内南部のほうにおきましては、学童保育のニーズに対する学童支援員さんとか、そういったニーズに応えられないのが目に見えているような状況だったので、南部のほうに民間学童を実施していただける事業者ができるというのは非常にありがたいことであると、ただこれは開設するための設備準備の補助金なので、実際に学童保育を運営するに当たっては、内規でちょっと人数よく覚えていないのですけれども、20人以上だったかな、実績があるようなという内規があったような気がするのですけれども、それが満たされないと運営の委託のほうにはつながらないから、そのところだけは何か聞いた覚えがあります。設備のと委託のとで違うのだよというところは聞いた覚えがあります。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 私が注意点と申し上げたのは、こちらの補助対象者である陽光学園の理事長の佐山氏と職員とのやり取りの中で、非常に職員が疑義を持たざるを得なかった云々の話を頂戴しております。そういった報告は課長のところには上がらなかったのかという意味を込めて申し上げます。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 令和4年度から令和5年度の引継ぎの中でということですか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 令和5年度も含めていただいて結構です。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） まず、引継ぎの中でもそうですけれども、特にそういった報告は受けておりません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 係長、課長と相談をさせていただいた云々の話もございましたが、記憶にはないということよろしいのですね。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） すみません、確認ですが、具体的に相談をさせていただいたって何の相談だったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 見積り請求書等の宛先がばらばらであったりですとか、帳票をそろえていただくときにきちんと現金の授受が認められるようなものがないと言われてしまったということで、仕方なくそういったものを係長と相談をした上でそろっていないまま出してしまったというような話を伺っております。

○委員長（内海まさかず君） 令和4年度の事業の出納整理期間、つまり令和5年度に入ってからの一、二か月だと思われそうですけれども、いかがでしょうか。

神長証人。

○証人（神長利之君） そういった相談を受けた記憶はございません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 工事の現場確認については、課長としてはもちろん現場には行っていないということよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） はい、行っておりません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 確認ですが、そのときの責任者となりますと、現場では田沼係長でよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） はい、そうなります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 工事の進捗や見積りどおりにできているかという確認というものは、その当時はする必要があったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 工事の進捗あるいは完了した状況の確認等も含めて、係長、担当の職員に任せておりましたので、実際に完了確認に行くのも係長と、ちょっともう一人誰か覚えていませんけれども、2人の職員で行ったはずです。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そのときその進捗状況及び不備も含めた報告というものは課長にはありましたか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 報告があったという記憶はありません。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 岩舟が始まる状況で、その工事及び委託状況に関して何か悩み相談、それは職員から相談を受けたことはありますか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） いいえ、ございません。

○委員長（内海まさかず君） 皆さん、大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、最後に私のほうから。令和5年度に課長職として、そしてその下というか、主幹がいない状態で学童保育に関する事業というものは行われたのでしょうか。

○証人（神長利之君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） その際に課長として神長証人の関わり方というのはどんな感じだったのでしょうか。

○証人（神長利之君） 幾つかの係、室を持つ中で、学童保育も同じですけれども、通常の業務の範囲内であれば特にないですが、何か問題があればその報告ですとか、トラブルがあれば報告、相談を受ける、あるいは場合によっては、その対応のために私が現場というか、相手方に赴くというようなこともございました。特に施設整備、岩舟の整備に関しては、私が担当しているときにはそんな大きな問題もなかったかと思しますので、岩舟の学童の整備に関してはほとんど記憶がないという状況になります。

○委員長（内海まさかず君） 当時の神長証人の仕事の主なものは何だったのでしょうか。それによって、学童のほうというものはほとんど関わっていなかったということよろしいでしょうか。

○証人（神長利之君） 主なものといいますと、ちょっと係の名前忘れたな、児童手当とか児童扶養手当を支給しているところがあります。あとはこども計画を策定しているというのも実施しており

ました。それと、あとは児童館とか子育て支援センター、そういったものを所管している部門もありました。さらに、最初に申し上げましたように、令和6年度からこども家庭センター設置でしたので、そのための内部調整等を行う準備室というものを立ち上げて、これは年度内に立ち上げるために進めていかなければならないという状況でしたけれども、その中において学童保育は、先ほど申し上げたように通常の部分に特に問題なく運営しているところに関しては、特に報告等も受けておりませんし、口を出すこともなかったですが、支援員の何かトラブルですとか、あるいは何かちょっとしたもめごとですとか、あるいはコロナ等があった場合、インフルエンザもあったかな、そういった場合の対応とか、そういうのがあった場合に要所要所報告を受けて、どう対応するかというものを指示をするというようなことはございました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、最後に、ご自分の地位より上の方から進捗状況が遅れていることを聞かれたり、またはこれを早く進めるようにというようにてこ入れのような発言は、ご自分の上の職責の方からどなたからでも言われたことはありますか。

○委員長（内海まさかず君） 神長証人。

○証人（神長利之君） 一切ございません。

○委員長（内海まさかず君） では、皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 以上で神長利之さんに対する尋問を終了いたします。

神長利之さんにおかれましては、誠にありがとうございました。ここでご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

〔神長利之証人退室〕

○委員長（内海まさかず君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 4時12分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 4時25分）

◎参考人からの意見聴取

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第2、参考人からの意見聴取を行います。

当委員会に付託されました調査事項は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項であります。本日は、本件において川田俊介議員に参考人として出席をいただいております。川田議員におかれましては、本日はお忙しいところ、ご出席くださいますと誠にありがとうございます。本委員会の調査のためにご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日、意見を求める事項としてあらかじめ通知した内容は、市議会議員として工事を担当したことについて政治責任を果たしていただけるかどうかについてでございます。委員の皆様は、通知した内容の範囲において質問をお願いいたします。

それでは、ご質問がありましたらご発言を願います。なお、発言の際は、委員及び参考人とも着席のままお願いいたします。ご質問がございますでしょうか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 大変ご苦労さまでございます。私のほうからは、この陽光学園ひまわり学童クラブの補助事業対象者の参考人との関係、関わりはどのようなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） 昔から仕事を民間と民間同士でのやり取りをする間柄であります。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。議員として見ると、議員の後援会ですか、後援会長という肩書もあるような話は聞いているのですけれども、そこら辺はどのようなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） それもそうです。前回の選挙の際は後援会長をお願いして、今は後援会長を今下りていただいている状態です。

○委員長（内海まさかず君） すみません、それはいつ下りていただいたのでしょうか。

○参考人（川田俊介君） その選挙のときだけです。その後は後援会長としては、もううちの後援会にはいません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの答弁で昔から民民の関係で仕事をしてきたと、いつ頃からの付き合いなののでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） ちょっとはっきりとは覚えていないのですけれども、多分10年以上前かなとは思いますが。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それは、今リフォーム会社みたいなのをやっていると思うのですが、そういう関係のお仕事としての付き合いをやっていたということ。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） はい、そうです。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 今回藤岡校と岩舟校の1,200万円ずつの補助金について、我々の調査委員会で調査中のことですが、この藤岡校、岩舟校については、公金が使われた、補助金が使わ

れているという認識は議員のほうにございますでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） 申し訳ありません。私、工事のとき、今回補助金を利用するということは一切知らなくて、あくまで民民の契約で工事をさせていただいて、今回の出どころのまだはつきりとしていない怪文書ですか、あれを私も拝見させていただいてから、あのときの工事はこういうお金だったのだということを初めて知りました。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 公金が使われている工事だとは分からなくて、分かったのが、再度になってしまいますけれども、ちょっと違うのか、いつ分かったということですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） この間の封書というか、投書みたいなようなものですか、トチギタロウさんという名前から各会派長宛てに多分届いたと思うのですが、それを拝見させていただいて、その後佐山さんに聞いたら、あれは補助金で工事終了後に申請するものだという話を聞きました。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 一切知らなかったということでございます。当然、ごめんなさい、我々は公金が入っている補助金事業だとは知っていてやっているものだと思っておりましたので、そこは別に知っていたか知っていないかという問題はありません。ただ確認のために聞かせていただいているのですが、今現在、補助事業であったということを知った上で、どのように感じていますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） どのようにというのもよく分からないのですが、何か皆さんが不正受給という話ばかりが先走りしてしまって、私は全く何も知らない中でこれだけ大きな話になっていることに正直驚いています。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 学校法人陽光学園の仕事としては、藤岡校、岩舟校以外にもお仕事というの
はされたことあるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） その前に群馬県の板倉町ですか、そちらのほうの工事は、民間学童の工事はさせていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） その前というのは、順番で行くとどういう順番になりますか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） 恐らく板倉校の着工が議員になる前に着工したかと思えます。着工して多分議員になった後に完工したのかな、ちょっと記憶が曖昧なのですが、そのぐらいだったのかなと

思います。

○委員長（内海まさかず君） 令和4年に選挙がありましたから、令和3年度というぐらいの時期でよろしいでしょうか。

○参考人（川田俊介君） 恐らく多分選挙前から、ちょっと記憶が曖昧なのですが、恐らくその辺りだったのかなと記憶しております。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） では順番で行くと、まず板倉校をリフォームをして、藤岡校、そして最後に岩舟校の順番ということでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） はい、そうなります。

○委員長（内海まさかず君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そのほかに陽光学園さんのほうのお仕事というのはほかにございましたか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） そのほかにはないと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、ちょっと今日は議員川田俊介氏として来ていただいていますので、今まさに先ほどコンプライアンス研修というものを受けてまいりました。議員の務めや注意点、市民への説明責任というものが説明されました、最後の質問の概念の部分で。そういった意味では、どのように感じたか、その後の質問に続きますので、どう感じたか感想も含めてお話していただいてよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） その点に関してどのように感じたかというのが、多分ほかの市議会議員さんも会社持っている方とかほかの事業をなさっている方というのが多々いると思ひまして、ちょっと質問の内容がよく分からないのですが。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） では、ご自分が工事をしたということよりも、単純に、ごめんなさい、今の研修会においてどのようにコンプライアンスというものを感じたのかお聞かせ願ってよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 川田議員。

○参考人（川田俊介君） SNS等での誹謗中傷だったりとか、職員に対してのパワーハラスメントですか、そういったことにしっかりと気をつけながら、あと寄附行為等ですか、そういうものはしてはいけないのだと先ほど研修させていただきました。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 今回の補助事業に関しましては、一部ではありますが、未施工の工事もありました。そして、それに公金が使われているという実態もありますので、川田議員としまして、市議会として今後市民への説明責任を果たしていただきたいなと思っておりますが、当委員会に全面的に協力していただけるということはお願いできませんでしょうか。どうぞ。

○参考人（川田俊介君） すみません、全面的にというのはどういうことでしょうか。もちろんこういう質疑応答だったり、参考人としても何か聞きたいということがあれば答えますが、全面的にというものの内容を教えていただければと思います。

○委員長（内海まさかず君） では、協力をしていただけますでしょうか。

○参考人（川田俊介君） 私も議員でありながら民間、プラス今回の件に関しては民間人でありますので、その許容範囲内、調査権の範囲内であれば協力したいと思います。

○委員長（内海まさかず君） これをもちまして終了いたします。

川田議員におかれましては、ご出席をいただきましてありがとうございました。

〔川田俊介参考人退席〕

◎その他

○委員長（内海まさかず君） それでは、日程第3、その他に入りたいと思います。

その他の内容といたしましては、本日証人尋問が未了となった方がいらっしゃいましたので、後日証人喚問を行いたいと思います。その議決を行います。

まず、出頭を求める者の氏名は大塚善史さんとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、出頭すべき日時、場所ですが、日時については11月10日月曜日午後3時に、ここ全員協議会室に出頭を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、証言を求める事項についてであります。本日の続きとなりますので、同じ内容となりますが、学童保育事業の実態の確認に関する事項、補助金申請から支払いに至るまでの事務手続きに関する事項としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、証人から証言を求める際の傍聴の取扱い、証人喚問の際の報道機関の写真撮影、証言の際のメモや資料の取扱いにつきましては、本日の証人喚問と同様とさせていただきたいと思っております。

また、証人喚問に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 4時38分）